

# 会員管理事務規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）正会員、賛助会員及び名誉会員の管理事務について規定する目的で制定する。

(定款の規定に反する定めの設定の禁止)

第2条 本規則においては本協会の定款の規定に反する定めを置くことができない。

(本規則の変更)

第3条 理事会はその議決により、本規則を改廃することができる。

## 第2章 正会員の管理事務

(正会員入会申し込み者への手続き書類交付)

第4条 本協会の責任者は、正会員入会申し込み希望者に対して、様式1の「入会申し込み書」の用紙及び様式2の「正会員になられた方へ」と題する文書を交付しなければならない。

(入会申し込み書)

第5条 正会員になろうとする者は、入会申し込み書を、本協会に提出しなければならない。

2 入会申し込み書原本は、本協会事務局会員管理担当にて保管する。保管期間は当該正会員の退会の日までとする。

(理事会の入会承認)

第6条 理事会は、正会員になろうとする者から申し込み書を受領した場合においては、申し込みを受けた直近に開催される定例会において、承認、あるいは否認の決定を行い、その事実を直ちに当該申し込み者に知らせなければならない。

2 理事会は、入会申し込み書に虚偽記載があった場合には、当該記載を行った者に釈明を求め、その者に、是正を要求することができる。

3 前項の求めに応じない者について理事会は、除名決議を行うよう社員総会に求めることができる。

(会員証の発行と社員名簿への登載)

第7条 代表理事は正会員になったものに対し、速やかに会員証を発行するとともに、その者を社員名簿に登載するものとする。

(会員権の行使)

第8条 正会員は、会員権の行使を理事会が正会員になることを承認した時点から行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、正会員になる申し込み書を提出し、年会費を納入した者は、本協会が主催する研修会、学術集会、こころの日活動などに、申し込み書提出時点から、正会員同等に参加ができる。

3 第1項において納入された会費は、当該会費を払った者が正会員たる要件を満たしていないと判定した時は返却する。

### 第3章 社員名簿

(社員名簿の作成及び閲覧許可)

第9条 定款第7条に定める本協会の社員名簿は、一般社団法人及び財団法人に関する法律第31条に従って、氏名又は名称及び住所を記載して作成し、同法第32条の規定に従いそれを主たる事務所に備え置くとともに、社員からの様式3の「会員名簿閲覧等の許諾請求にあたっての誓約書」の用紙を用いた閲覧及び謄写請求を受けた際には、請求に応じるものとする。

2 社員以外からの閲覧及び謄写の請求に対しては、氏名又は名称のみの閲覧請求を許可するものとする。

3 閲覧及び謄写を許可するにあたり協会は、実費相当の適正な額を請求者に請求するものとする。

(事務に使用する社員名簿への書き込みの許容)

第10条 理事、監事、支部長及び事務局職員は、経営管理や事務に使用する目的で社員名簿に各種情報を書き込んだ資料を使用することができる。

### 第4章 賛助会員

(賛助会員の登録)

第11条 理事会は、賛助会員になろうとする者からの申し出を受けた場合においては、様式4を用いた賛助会員入会申し込み書を受領するとともに、別表のごとくに定めた賛助会費の納入を確認してその者を賛助会員に登録するものとする。

別表 賛助会費年額 (年額)

団体 一口 20,000円

個人 一口 3,000円

第12条 登録を行った賛助会員の名簿は、理事会の指示により協会事務局で管理するとともに、登録賛助会員の勤務先もしくは当該賛助会員の住所が所在する都道府県支部に対して、名簿に記載されている当該賛助会員に関する情報を知らせなければならない。ただし、当該賛助会員が支部に対する情報の提供を希望しない場合にはこの限りではない。

(賛助会員の権利の尊重)

第13条 理事、監事、支部長及び事務局職員は、賛助会員の権利を尊重し、本条各号の対応をすることを要する。

(1) 賛助会員であるという事実を秘匿したい賛助会員に対しては、特別の賛助会員名簿によって管理すること。

(2) 賛助会員が理事会に文書にて意見を述べる権利及びこの意見を本協会のホームページに掲載することを求めることができる権利の履行を支援すること。

(3) 希望する賛助会員に対して、協会の刊行物、パンフレット、案内ほか各種書類を送達すること。

(4) 希望する賛助会員に対して、支部大会及び協会・支部が開催する研修会など各種の催しへの参加の便を図ること。

2 前項の各号については、様式5の「賛助会員になられた方へ」を交付して入会を希望する賛助会員に周知することとする。

(賛助会員の退会)

第14条 2事業年度にわたって賛助会費を納めなかった賛助会員は、退会したものと扱うことが

できる。

## 第5章 名誉会員

(理事会による名誉会員の決定)

第15条 定款第5条第1項(3)に規定する名誉会員は、功績があり、名誉会員として相応しいと判断する者について代表理事がその旨を理事会に発議し、理事会が名誉会員たることを議決により承認する。

(名誉会員の権利)

第16条 名誉会員は、「一般社団法人日本精神科看護協会名誉会員」の称号の使用及び適当な手段を使用して役員に意見を述べることができる他は、特別な権能を有しない。

付則 この規則は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

(様式1 「正会員入会申し込み書」)

### 入会申し込み書

一般社団法人日本精神科看護協会理事会 御中

年 月 日提出

私は、貴協会の目的に賛同し、提示された「正会員になられた方へ」の内容を了承し、入会を申し込みます。

ふりがな

氏名

男・女

生年月日 (西暦)

年

月

日

現住所

電話番号

勤務先

配属部署

勤務先所在地

電話番号

業務に使用している免許の種別

精神科領域での勤務歴

3年以上

3年未満

情報誌や議決権行使書の希望送付先

自宅・勤務先

過去における本協会の入会歴

ある

ない

※入会歴のある方は会員番号を記入 ( )

<申し込み書記入にあたって>

1. 本申し込み書に基づき社員名簿を作成します。社員名簿には、氏名、住所のみを掲載し、社員からの閲覧請求があった場合に閲覧を許可しますが、氏名、住所以外の個人情報を知られることはありません。
2. 氏名は自筆にてご記入ください。
3. 所有している免許は、保健師、看護師、看護師、医師、精神保健福祉士等の各免許をお書きください。運転免許等は含めないでください。
4. 精神科領域での勤務歴は、保健師、看護師、看護師、医師、精神保健福祉士等の免許を所有しない方のみ、3年以上か3年未満のどちらかに○をつけてください。
5. 配属部署は、ある場合にご記入ください。
6. 過去における本協会の入会歴のある方は会員番号を記入してください。この記入がない場合には、新規入会扱いになります。

(様式2 「正会員になられた方へ」)

### 正会員になられた方へ

本協会の正会員登録へのお申し込みありがとうございます。「入会申し込み書」にサインしていただく前に、次のことをご確認ください。

1. 本協会では協会の定款の他、各支部で支部規約を規定しております。定款及び支部規約は、会員証とともに後日お届けいたします。
2. 正会員になられた方は、年会費をお支払いください。年会費は、10,000円です。
3. 正会員になられた方には、当協会の情報誌、各種催しの案内その他をお送りします。
4. 本協会では正会員どうしの連絡等のため、プライバシーに配慮しつつ、正会員が会員名簿の閲覧をすることを許しております。この会員名簿に、あなたのお名前や住所を掲載いたします。差し支えがある場合は、お申し出ください。

\*なお、性別、生年月日、保有資格を公表することはありません。

5. 正会員になられた方は、社員総会で議決権を行使する権利、本協会の役員に立候補する権利、本協会の運営に関して意見を述べる権利、本協会の事業、行事に参画する権利の他、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定められた諸権利を有します。
6. 正会員になられた方は、自らの名刺に本協会の正会員である旨を表示することができます。
7. 本協会の正会員になられた方は、本協会の行動憲章を遵守いただきますようお願いいたします。
8. 自宅や勤務先の変更により、情報誌や議決権行使書の希望送付先が変更になった場合は、添付の「連絡先変更届」を使用するか、協会本部事務局（電話番号 03-5796-7033）に電話にてお知らせください。なお、都道府県をまたがった勤務先の変更の場合には、所属支部を変更していただきます。
9. 本協会を退会される場合は、その意思を施設代表者あるいは支部役員にお伝えください。なお、協会事務局から退会の意思を確認させていただく場合がございます。その場合には、お送りする「退会届」にサインしてご返送ください。

#### 連絡先変更届け

一般社団法人日本精神科看護協会 御中

私の連絡先を下記に変更してください。

会員番号

氏名

変更前の勤務先（または自宅）住所

変更後の連絡先（勤務先 ・ 自宅）

(様式3「会員名簿閲覧等の許諾請求にあたっての誓約書」)

#### 会員名簿閲覧等の許諾請求にあたっての誓約書

一般社団法人日本精神科看護協会代表理事 殿

年 月 日

正会員番号

住所

氏名 (実印を押印してください)

私は、今般の正会員名簿の閲覧等の請求にあたり、この請求が、貴協会が閲覧等の許可の条件としている、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第32条第3項に定める請求を棄却する事項に該当する請求ではないことを誓約します。この誓約に違反した場合の法的な責務は、請求者である私が負うものとします。

<印鑑証明書を添付してください>

(様式4「賛助会員入会申し込み書」)

<b>賛助会員入会申し込み書</b>	
一般公益社団法人日本精神科看護協会理事会御中	
	年 月 日提出
私は、貴協会の目的に賛同し、入会を申し込みます。	
ふりがな	
氏 名	
現住所	
勤務先名称	
所在地	
電話番号	
＜ご希望＞ 該当するものに○をつけてください。	
各種書類等の希望送付先	自宅 勤務先 各種書類等の送付を希望しない
現住所の秘匿	希望する 希望しない

＜申し込み書記入にあたって＞	
1. 本申し込み書に基づき会員名簿を作成します。なお、現住所の会員名簿への掲載を拒否される方は、勤務先名称と勤務先住所のみの記入で結構です。また、現住所を事務局以外に知られたくない場合には、現住所秘匿希望に○をつけていただければ、プライバシーに配慮して、郵送名簿に登録させていただきます。	
2. 本協会の情報誌、その他の刊行物やパンフレット等の入手を希望される方は、下の通信欄にその旨をお書きください。なお、情報誌等の入手については、電話等でお申し込みいただくことでも可能です。	
電話番号 03-5796-7033 一般社団法人日本精神科看護協会事務局	
通信欄	

(様式5「賛助会員になられた方へ」)

## 賛助会員になられた方へ

一般社団法人日本精神科看護協会

賛助会員になっていただき、ありがとうございました。賛助会員の方には、次のような権利が認められますので、ご承知おきください。

1. 本協会の都道府県支部では、正会員及び賛助会員の方々にご参加いただく支部大会を開催しています。出席を希望される方は、お申し込みください。
2. また、賛助会員の方には、協会・支部が開催する研修会など各種の催しの案内を適宜送らせていただきます。参加を希望される方は、お申し込みください。  
なお、学術集会、各種セミナー等への参加料は、正会員の扱いとなりませんのでご了承下さい。
3. 申し込み書に氏名と住所を、記入していただきますが、住所を名簿に掲載したくない方は、お申し出ください。支部大会や研修会など各種の催しの案内は、別管理の名簿により送らせていただきます。
4. 賛助会員の方々は、理事会に協会運営等に関する意見を文書で述べることができます。また、その意見を本協会のホームページに掲載することを求めることができます。
5. ご希望の方には、本協会の情報誌その他の刊行物やパンフレット等を有償にてお送りしますので、お申し出ください。
6. 賛助会員の方にも、本協会の決算報告書を含む事業報告書、研修会等の開催事業計画書などを公開しています。開示を求める方はお申し出ください。ただし、一部の情報はプライバシー保護のため開示が制限されることがあります。
7. 賛助会員が第三者に対して、自らが本協会の賛助会員であることを明らかにすることは自由です。

## 賛助会員の受け入れに関する申し合わせ

(賛助会員の入会)

1. 正会員になる資格を有する者であっても、賛助会員としての入会希望を排除することはできないが、正会員としての入会を促進するように案内する。

(賛助会員へのサービス提供)

1. 研修会(支部研修会含む)、学術集会、各種セミナー等の参加料は、正会員の価格としない。
2. 情報誌その他の刊行物やパンフレット等については、希望があれば有償で配布する。

(賛助会員管理)

1. 賛助会員は、個人及び団体を協会が管理する。
2. 賛助会員の勤務先または住所地がある支部と協会は当該賛助会員の名簿を共有する。

(賛助会費の配分について)

1. 個人の賛助会員については、当該賛助会員の入会を受け付けた支部が、当該賛助会員の賛助会費

相当額を当該支部予算策定の基準に繰り入れることができる。

2. 全国規模の団体の賛助会員の賛助会費については協会の所管とする。支部に対しても配分を希望する全国団体がある場合は、規定の賛助会費を協会に支部運営に対する使途指定書を添えて希望額を寄附していただく。
3. 地域団体の賛助会員の賛助会費については個人の場合に準じる。